

議案第21号

みよし市まちづくり土地利用条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、地区まちづくり計画の提案に係る署名及び公聴会の開催の請求に係る連署に必要となる者の年齢を18歳に引き下げる等のため必要があるからである。

みよし市まちづくり土地利用条例の一部を改正する条例

みよし市まちづくり土地利用条例（平成15年三好町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) みよし市基本構想 市の総合計画（みよし市自治基本条例（平成20年三好町条例第3号）第12条の規定により市が策定する総合計画をいう。）のうち、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想に関するものをいう。

第13条第1項第2号及び第20条第1項中「20歳」を「18歳」に改める。

第46条第2項中「第9条第12項」を「第9条第13項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のみよし市まちづくり土地利用条例の規定は、この条例の施行の日以後に提案する地区まちづくり計画について適用し、同日前に提案した地区まちづくり計画については、なお従前の例による。

3 改正後のみよし市まちづくり土地利用条例の規定は、この条例の施行の日以後に公告する開発計画書について適用し、同日前に公告した開発計画書については、なお従前の例による。

みよし市まちづくり土地利用条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) みよし市基本構想 市の総合計画（みよし市自治基本条例（平成20年三好町条例第3号）第12条の規定により市が策定する総合計画をいう。）のうち、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想に関するものをいう。</u></p> <p>(7)以下 略</p> <p>(地区まちづくり計画の提案等)</p> <p>第13条 地区まちづくり協議会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する地区まちづくり計画を定めたときは、当該計画地区を第7条第4項に規定する地区まちづくり計画策定区域として定めることを市長に提案することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地区まちづくり計画について、計画地区内に住所を有する<u>18歳</u>以上の者及び計画地区内の土地について所有権を有する者の3分の2以上のものの賛成の署名が得られていること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2以下 略</p> <p>(公聴会の開催)</p> <p>第20条 近隣住民、周辺住民又は地縁団体等代表者は、第17条第2項の公告の日から同項に規定する縦覧期間満了の日までに、市長に対し、近隣住民及び周辺住民のうち住所を有する<u>18歳</u>以上の者の2分の1以上又は市民（議会の議員及び市長の選挙権を有する者に限る。）である者の総数の50分の1以上の連署をもって、特定開発事業について、公聴会の開催を請求することができる。</p> <p>2以下 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 都市計画法<u>第9条第13項</u>に規定する工業専用地域及び<u>同条第14項</u>に規定する特別工業地区において行う特定開発事業については、第18条から第20条までの規定は、適用しない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) みよし市基本構想 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により定められたみよしの基本構想をいう。</u></p> <p>(7)以下 略</p> <p>(地区まちづくり計画の提案等)</p> <p>第13条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地区まちづくり計画について、計画地区内に住所を有する<u>20歳</u>以上の者及び計画地区内の土地について所有権を有する者の3分の2以上のものの賛成の署名が得られていること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2以下 略</p> <p>(公聴会の開催)</p> <p>第20条 近隣住民、周辺住民又は地縁団体等代表者は、第17条第2項の公告の日から同項に規定する縦覧期間満了の日までに、市長に対し、近隣住民及び周辺住民のうち住所を有する<u>20歳</u>以上の者の2分の1以上又は市民（議会の議員及び市長の選挙権を有する者に限る。）である者の総数の50分の1以上の連署をもって、特定開発事業について、公聴会の開催を請求することができる。</p> <p>2以下 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 都市計画法<u>第9条第12項</u>に規定する工業専用地域及び<u>同条第13項</u>に規定する特別工業地区において行う特定開発事業については、第18条から第20条までの規定は、適用しない。</p>